

収入がなかった場合は、赤枠内のみご記入ください。

※記入例

令和8年度(令和7年分) 市民税・県民税 申告書

本人確認書類 ()	個力、住力、運、パ、在、身、保、年、社、学、無、その他
確認No.	
宛名番号	
電話番号	0748-00-0000
個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

現住所	滋賀県甲賀市水口町水口6053番地		
1月1日現在の住所	同上		
フリガナ	コウカ タロウ	性別	男・女
提出年月日	氏名	甲賀 太郎	個人番号
年 月 日	生年月日	平成21年 1月 1日	世帯主の氏名
	甲賀 太郎	続柄	本人
		業種又は職業	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料				
合計								
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計					
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計					
	介護保険料の計							
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計					
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	<input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	<input type="checkbox"/> 未成年					
⑳ 障害者控除	フリガナ	氏名	個人番号	障害区分				
	1			本人障害の程度				
	2							
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除	フリガナ	氏名	個人番号	生年月日				
	配偶者			配偶者の合計所得金額				
				<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)				
㉓ 扶養控除・特定親族特別控除	1	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額	万円
	2	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額	万円
	3	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額	万円
	4	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	控除額	万円

1 収入金額等	事業	営業等	ア
		農業	イ
		不動産	ウ
		利子	エ
		配当	オ
		給与	カ (内専給)
	雑	公的年金等	キ
		業務	ク
		その他	ケ
	総合譲渡	短期	コ
長期		サ	
	一時	シ	

2 所得金額	事業	営業等	①
		農業	②
		不動産	③
		利子	④
		配当	⑤
		給与	⑥
	雑	公的年金等	⑦
		業務	⑧
		その他	⑨
		合計	⑩
	総合譲渡・一時	⑪	
	合計	⑫	
	繰越損失		

1 扶養対象外(6歳未満の親族)	1	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
	2	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
	3	フリガナ	氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄

扶養親族	年少扶養	障害者(配偶者含)	扶養親族の人数	人	扶養控除額の合計	万円
特定(内同居)老人	一般	内同居)特障	普通			

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

㉔ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差し引損失のうち災害関連支出の金額
㉕ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	

4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬
	小規模企業共済等掛金控除	⑭
	生命保険料控除	⑮
	地震保険料控除	⑯
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱
	勤労学生障害者控除	⑲～⑳
	配偶者控除	㉑
	配偶者特別控除	㉒
	扶養控除	㉓
	特定親族特別控除	㉔
基礎控除	㉕	
⑬～㉕までの計	㉖	
雑損控除	㉗	
医療費控除	㉘	
合計	㉙	

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記入してください。

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。